

監督署の窓

長時間労働の 時間の認定



今日は、脳疾患で死亡された方の労働者災害補償保険への請求に関するお話をします。労災保険においては、その認定のために各種の認定基準が定められていますが、特に「脳血管疾患による精神障害の認定基準」においては、「認定基準の中でも労働時間が基準の中でも労働時間が大きな要素となっています。今回の例は、被災者A

さんが脳出血で亡くなられたケースで、被災者の妻が請求人でした。被災者の妻の主張では、「夫はとても仕事が忙しく、毎日朝早くに出て行き、毎日朝早くに出て行き、休日も時々仕事を出かけていました」とのことでした。当方で被災者の妻に事情を確認したところ、「うちの夫は、毎朝私が起きる前に会社に行き、私が寝てから帰ってきました」「私はいつも8時に起きて、11時に寝ていました」「お酒を飲んでいたかとか、夫が帰ってきてた時の様子は寝ていてたから知りません」「休日に出かけるときは、いつもよりラフな格好でしたが、会社に行くと言つていました」「健康診断はやつていたと思いますが、結果について見せてもらつたことはなく、聞いたこともありませんでした」等々述べていました。

会社に勤務状況を確認したところ、Aさんは嘗めに会社に行き、私が寝てから帰ってきました」「私はいつも8時に起きて、11時に寝ていました」「お酒を飲んでいたかとか、夫が帰ってきてた時の様子は寝ていてたから知りません」「休日は会社には誰も来ていませんはずだ」「Aは健康診断で血圧の指摘があったのですが、再検査や医療機関への受診等の確認はしておりません」「本人の机を整理したところ、過去数年間の健康診断結果が入っていました」

定する根拠は無いため、このような状況の中で恒常的な長時間労働があつたかどうかは全く不明で、Aさんの死亡が業務によるものかどうかの判断するには極めて困難と言わざるを得ませんでした。

現在、監督署では、メンタルヘルスケアを中心とした従業員の健康管理

を指導しているところですが、従業員の過重労働の防止などの観点から労働時間の把握や健康診断結果を管理することは当然のことです、その後の相談、指導などの措置までが求められていますので、各会社の人事・労務担当の方々は自社の管理体制の点検とさらなる改善をお願いいたします。

平成27年11月20日(金) 13:30~16:10 名古屋市中区役所ホール

主催 愛知労働局、愛知県、名古屋市ほか
参加費 無料(申込受付印のある参加券の提出が必要)
定員 300名(定員になり次第締め切ります)

内容 全国THP推進協議会表彰伝達
講演 「ストレスチェックとメンタルヘルス」
ストレスチェック制度の運用によるメンタルヘルスの取り組みについて
「法令に基づくストレスチェック制度について」
制度導入の法令に基づく留意事項の説明

.....お申し込み・お問い合わせ先.....
(公社)愛知労働基準協会(☎ 052-221-1439)

詳しくは、愛知労働局または(公社)愛知労働基準協会のホームページをご覧ください。